








(表紙含む6枚)

作成年月日:令和3年11月 1日

令和3年度予備発電設備(2号機)点検整備

特記仕様書

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	エネ管	施設管理	電気係長	電気係
		米福					

陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科営繕班

仕 様 書

- 1 件 名：令和3年度予備発電設備(2号機)点検整備
- 2 場 所：熊本県熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地
- 3 役務概要
健軍駐屯地受電所内に設置されている非常用予備発電設備及び補機類の機能を保持するための機関点検整備(C点検)及び発電設備点検整備・部品交換を行うことを目的とする。
- 4 一般事項
 - (1) 共通事項
 - ア 点検整備要領は製造メーカーの定める手順又は方式で行うこと。詳しい整備内容を確認したい場合は、発電設備製造メーカーに問い合わせること。電気設備技術基準並びに関係諸規定及び製造メーカーの点検基準により実施すること。
 - イ 試験(整備)結果分析方法及び判定基準も製造メーカーの定める基準に準じる。測定機器等も製造メーカーの指定する機器等を使用すること。
 - ウ 仕様書に記載なき事項でも、役務の完了に必要な事項は実施するものとする。
 - エ 役務実施中に既存施設や設備等を万一破損させた場合は請負者の負担において早急に復旧させること。
 - オ 各関係法規及び諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。
 - カ 点検整備中に疑義が生じた場合は監督官と協議し、指示に従うこと。
 - キ 各種交換部品については製造メーカー純正部品又は製造メーカーが奨励する同等品とし、その他の部品についてはJIS等の規格品又は認定品を使用すること。
 - ク 検査官又は監督官より整備不良や不都合な箇所の指摘を受けた場合は、直ちに再度整備を行なうこと。
 - ケ 自動始動発電機盤・発電機本体・補機類も整備を行なうものとし、制御試験・保護連動試験調整含む。又点検整備によって既設中央監視制御システムで現在使用している機能である状態表示・故障表示等に不具合を与えないこと。状態及び故障信号がCRTに正常に表示され、故障に関しては警報が異常なく発報すること。
 - コ 点検整備実施中に緊急を要する不良箇所や重大欠陥が発見された場合は部隊側に早急に報告すると共に、修繕方法や交換が必要な部品を提案すること。
 - サ 点検整備についてはそれぞれの分野の専門技術員により実施すること。(消防法による防災用発電機の法令点検及び建築基準法12条点検・部品交換役務ではないので注意すること。)

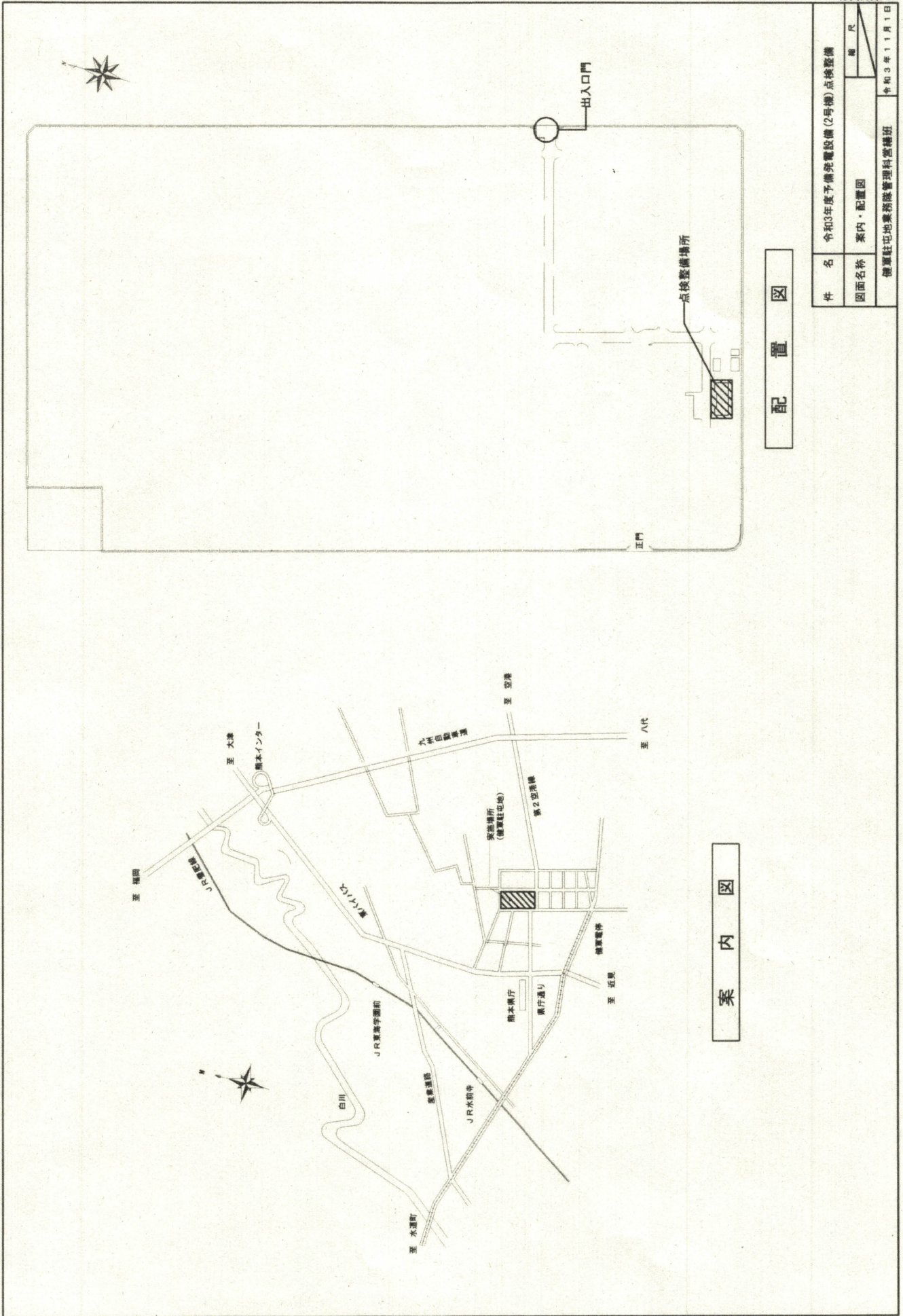
- シ 点検整備を実施する時に使用するグリス(油類)も各機器製造メーカーが指定する物以外使用しないこと。撤去品は適切に処分したことの証明書又は製造メーカーに引取りした証明書を提出すること。
- ス 無負荷運転試験を行い各種測定データを提出すること。点検整備作業日数は連続した2日以内で終わらせること。(測定データ分析・書類作成等は除く)
- セ 点検結果により今後の定期・臨時交換部品及び点検整備スケジュールの提案を行うこと。
- (2) 役務関係図書の管理
- ア 役務関係図書等は、役務実施等の目的以外に第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。
- イ 役務関係図書等は複製したものを含め役務完了後速やかに返却しなければならない。
- ウ 写真は役務実施に関係する場所以外は撮影してはならない。又役務完了後にはネガを監督官へ提出すること。デジタルカメラの場合は写真提出後速やかに電子データを消去すること。
- エ 部品交換を行なう場合はその新・旧部品が確認できるよう写真を撮影すること。
- オ 作業計画書・点検整備結果報告書をエンジン部・発電設備共に作成し2部提出すること。
- カ 点検整備により発見した不良又は要注意箇所は一覧表にして監督官へ提出すること。又不良箇所が分かりにくい場所については写真や図面等を合わせて提出すること。
- キ 点検整備の手順には操作禁止事項や充電箇所の有無・点検対象等を考慮し作成すること。
- (3) 提出書類
 点検整備結果報告書(機関・発電・電気設備)各2部
 自家発電設備点検表
 保安装置試験表
 シーケンス試験表
 配電盤点検表
 絶縁抵抗測定
 過電流継電器試験表
 過電圧継電器試験表
 地絡方向継電器試験表
 電圧継電器試験表
 計器校正試験表
 点検整備表(エンジン設備)
 クランク軸デフレクション計測成績表
 空気槽安全弁等試験表
 その他必要な添付書類や監督官から要求された書類

- (4) 点検計画書 各2部
現場組織表
緊急連絡体制表
安全管理注意事項
工程表
その他必要な添付書類や監督官から要求された書類
- (5) 役務現場管理
- ア 請負者は統括責任者(現場代理人)を任命し、各設備の専門技術者を確実に管理すること。また徹底した安全管理を行なうこと。
- イ 統括責任者は、点検整備実施について十分に検討熟慮し、点検要領の手順等については役務従事者に対する工程管理を指導徹底すること。又駐屯地電気主任技術者及び監督官との調整を行い事故等の発生防止に努めること。
- ウ 点検現場は常に清掃し、器材等の整理整頓に努めること。
その他オイル・パッキン等の消耗品は請負者の負担とする。
- エ 危険を伴う作業については保安用具を装着し、作業責任者の立会いを受け実施すること。
- 5 対象機器及び役務概要
別紙第1「点検整備機器・取替部品一覧表」
別紙第2「案内・配置図」

点検整備機器・取替部品一覧表

機器名称及び規格等			数量	設置場所
交流発電機機関	富士電機製	CFC 6405E-4 625KVA	1台	受電所
励磁装置	富士電機製	GJG1397B	1台	〃
ディーゼル機関	ヤンマー製	6NHL-ETP	1台	〃
発電機盤	富士電機製	製番SV31204M2, M3	1面	〃
補機盤	富士電機製	製番SV31204M2, M3	1面	〃
交流真空遮断器	富士電機製	HA12AX-A1-VNZ	1台	〃
過電流継電器	富士電機製	DUTRAHAK-56DDC	2台	〃
過電圧継電器	富士電機製	DUTRVHAA-56GDC	1台	〃
地絡方向継電器	富士電機製	DUTRDTBA-56AAC	1台	〃
電流計・電圧計・積算電力量計・周波数計 力率計・最大電力計	各計器富士電機製		6台	〃
計器用変圧器	富士電機製	GVE1-6-110/5G	3台	〃
計器用変流器	富士電機製	NCE2-6B/75	2台	〃
操作用変圧器	富士電機製	STD-2KB	1台	〃
AVR用変圧器	富士電機製	HETR-1C	1台	〃
サージ吸収器	音羽製		3個	〃
補償用SC	指月製		1個	〃
燃料小出槽	発電電動機付帯設備	1950L	1個	〃
空気圧縮機	発電電動機付帯設備	3.7KW	1台	〃
始動用空気槽	発電電動機付帯設備	150L×2	1台	〃
潤滑油プライミングポンプ	発電電動機付帯設備	0.75KW	1台	〃
クーリングタワー	発電電動機付帯設備	0.36KW	1台	〃
冷却水ポンプ	発電電動機付帯設備	1.5KW	1台	〃
給水ポンプ	発電電動機付帯設備	0.25KW	1台	〃
給油ボックス	発電電動機付帯設備	油量指示計付	1組	〃
冷却水槽	発電電動機付帯設備	2000L	1組	〃
給油ポンプ	東芝製	IK-FBK8X 0.4KW	1台	〃

取替機器名称及び規格等			数量	備考
潤滑油			1400	製造メーカー推奨品
潤滑油フィルター			3個	製造メーカー推奨品
燃料油フィルター			1個	製造メーカー推奨品
側蓋パッキン			6枚	製造メーカー推奨品
雑材及び消耗品・旧潤滑油産廃処理			1式	製造メーカー推奨品
過給機フィルター			1個	製造メーカー推奨品



配置図

案内図

件名	令和3年度予備発電設備(2号機)点検整備	
図面名称	案内・配置図	縮尺
健康荘地産務管理科営繕班		令和3年11月1日